

平成26年度第4回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第27回)

日 時：平成27年2月6日（金）午後2時00分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市副市長	大芝 正和
北杜市生活環境部長	名取 文昭
北杜市環境課長	早川 昌三
北杜市明野総合支所長	五味 正
上神取区長	川手 正夫
浅尾新田区長	長田 富丈
浅尾区長	篠原 眞清（代理出席）
中込区長	清水 孝雄
山梨大学名誉教授	中村 文雄
山梨大学工学部教授	金子 栄廣
東京海上日動リスクコンサルティング(株)主席研究員	杉山 憲子
山梨県森林環境部次長	保坂 公敏
山梨県環境整備課長	笹本 稔
山梨県中北林務環境事務所長	大竹 幸二

○事務局

山梨県環境整備事業団副理事長	吉澤 公博（事務局）
山梨県環境整備事業団専務理事	秋山 孝（委員兼務）
山梨県環境整備事業団事務局次長	前島 斉（ 〃 ）
山梨県環境整備事業団総務管理係長	和田 政一（事務局）
山梨県環境整備事業団総務管理係長	佐野 強（ 〃 ）

○欠席

御領平区長	三井 俊文
下神取区長	清水 浩二
浅尾原区長	杉山 努
東光区長	土橋 義輝

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 安全管理委員会設置要綱
- ④ 委員名簿
- ⑤ 資料 1 浸出水処理施設放流水の環境モニタリング結果について
資料 2 山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程の一部改訂について
資料 3 安全管理委員会の協議事項についての申し入れについて

1. 開会

<司会>

それでは定刻になりましたので、ただ今から平成26年度第4回の山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは会議に入ります前に、山梨県環境整備事業団の副理事長から皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

<副理事長>

委員の皆様には大変お忙しいところ、本年度第4回安全管理委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、課題となっております最終覆土工事につきましては、先月1月中に全て完了し、予定より早く終わることができました。この後の議題でも協議していただきますが、工事が終了したことにより、石綿粉じんの飛散や、大型トラック及び重機による騒音それから振動等がなくなったことから、モニタリング項目を一部見直したいと考えています。

一方、水質ですが、モニタリング結果では、放流水は、全項目で排水基準に適合していることはもちろんですが、浸出水についても、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶解性マンガン、ほう素、それからアンモニア・亜硝酸及び硝酸化合物の5項目のみが、排水基準をわずかに上回る状況になってきています。事業団としましては、この浸出水が排水基準をクリアするまで、しっかりと水処理を行って参ります。

なお、本日は、その他の項目としまして、地元委員から、「当委員会に対する協議事項の申し入れ」が提出されておりますので、このことについてもご協議をお願いいたします。それでは、本日はよろしくお願ひ申し上げます。

<司会>

それでは、会議に先立ちまして、委員の皆様にお配りした資料の確認をさせていただきたいと思ひます。本日、お手元に配布させていただきました資料は、「次第」、続きまして「席次表」、続きまして「安全管理委員会設置要綱」、続きまして「委員名簿」、続きまして資料1といたしまして「浸出水処理施設放流水の環境モニタリング結果」と書いたもの、資料2といたしまして「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程の一部改訂について」、最後、資料3につきまして「安全管理委員会の協議事項についての申し入れについて」、以上の7点でございます。また、参考資料といたしまして、環境モニタリングの全データをファイルしたものを置かせていただいておりますが、このファイルはセンターでお預かりいたしますので、持ち帰らないようご注意ください。もし、資料に不足等がありましたら事務局までお知らせ願ひます。

それでは、ここで会議に入りますが、会議に入ります前に、傍聴者の皆様にお願いがございませう。会議中は、入口や壁に掲示しました「傍聴者の注意事項」を遵守していただけますようよろしくお願ひいたします。万が一、遵守されない場合は、退席をお願いするとともに、次回以降、本会議を非公開とすることもございませうので、ご了承ください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただけるか、電源をお切りいただくようお願ひいたします。

それでは、次第に従ひ、会議を進めさせていただきます。当委員会は、安全管理委員会設置要綱第4条の規定により、委員長が議長を務めることとなっております。それでは、委員長、よろしくお願ひいたします。

<議長>

それでは、私が議長を務めさせていただきますが、ご出席の皆様方におかれましては、議事が円滑に進行できるようにご協力をお願いいたします。

では議題に入りたいと思いますが、まず第1の「環境モニタリングについて」、資料No.1に基づいて、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

私の方から環境モニタリング結果についてご説明させていただきます。少し長くなりますので、座って説明させていただきます。それでは、資料1をご覧いただきたいと思ひます。

今回、ご報告いたします環境モニタリング結果につきましては、昨年7月31日に開催いたしました安全管理委員会から今までの調査してきた結果になります。

はじめに、前回から半年近く経過しておりますので、環境モニタリングの位置づけとその概要について、説明いたします。

本処分場では、山梨県、山梨県環境整備事業団及び北杜市との3者の間で締結された、明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定に基づきまして定められている公害防止細目規程に従ひまして、様々な環境モニタリング調査を定期的に行なっております。

水質の関係では、埋立地から出てくる浸出水、また浸出水処理施設の放流水、それからセンター内にあります3箇所の観測井戸、それから地下水集排水管モニタリング人孔、また放流先の河川であります湯沢川の上流と下流の2箇所、センター外にあります6箇所の周辺地下水について、定期的に水質検査を行なっております。

また、水質以外としては、埋立地内及び周辺の石綿粉じん、悪臭、埋立地から発生します発生ガス、また騒音・振動についても定期的に測定を行なひ、周辺環境への影響等について調査を行なっているところでございませう。

本日、皆様にお配りしている資料ですが、先ほども申し上げましたとおり、前回の安全

管理委員会から今まで調査した結果となっております。それらの結果ですけれども、結論から申し上げますと、当センターの業務による生活環境への支障は認められなかったという結果となっております。なお、先ほどもご案内がありましたけれども、過去の安全管理委員会におきまして報告してきました測定結果、また測定地点につきましても、安全管理委員の皆様の方にございますブルーのファイルに綴っておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

それでは資料の方に戻りまして、1 ページの方をご覧いただきたいと思います。こちらは、浸出水処理施設の放流水の環境モニタリング結果です。浸出水というのは、埋立地に降った雨が、廃棄物層や覆土の中を通過して浸み出してくる水のことになります。その水を埋立地の底に設置してあります集排水管より集めまして、この建物内にあります水処理施設で処理した後に、放流をしております。この1 ページの結果ですけれども、その放流している水の中に含まれる有害物質等の測定結果になります。1 ページの上の方に有害物質等の測定項目とありますが、これらにつきましては、法で定める基準値よりも10倍厳しい基準値が公害防止協定により定められています。その結果ですが、操業開始後から現在まで、全ての項目において、この排水基準値に適合している状況でございます。下の方にはグラフを載せてありますけれども、こちらは、放流水の水質の変化の状況を把握するために、参考といたしまして、水温、pH、電気伝導率、塩化物イオンに関する水質の状況をグラフ化したものでございます。なお、グラフにしている項目のうち、pHのみが6.5～8.5という基準が定められておりますが、それ以外の水温、電気伝導率、塩化物イオンについては基準の定めはございません。今回報告するのは、半年の測定結果ということでございますが、グラフでいいますと右側の一部分となりますが、こちらですけれども過去の状況と比較いたしまして、大きな変動はないことがお分かりいただけるかと思ます。

続いて2 ページ目の方をご覧いただきたいと思います。こちらは、放流水の具体的な数値になります。表の左側の方に、生活環境項目、健康項目、一般項目と区分がございますけれども、生活環境項目というのは、人の生活環境を保全する上で維持されることが望ましいものとして定められている環境基準に関する項目になります。次の健康項目と申しますのは、人の健康を保護する上で維持されることが望ましいものとして定められております環境基準に関する項目でありまして、人の健康被害を防止するとの観点から基準が定められている項目になります。また、これらは、一般的に、いわゆる有害物質と呼ばれている項目でもあります。その次の一般項目になりますけれども、こちらは特に基準が定められていない項目になりまして、電気伝導率や塩素イオンなどがございます。その右側の方ですけれども、排水基準を記載しておりますが、先ほどご説明いたしました公害防止協定で定められております、国の基準より10倍厳しい基準になります。全ての項目について説明すると時間が足りませんので、抜粋いたしまして、後ほどの説明に関連する項目を中

心に説明させていただきたいと思います。

まず、生活環境項目でございますけれども、2番の生物化学的酸素要求量、BODと呼ばれている項目です。BODと言いますのは、水の中の汚れを微生物が分解または酸化するときに消費される酸素の量として、値が大きいほど、水が汚れていることを示します。排水基準値は10mg/Lですが、7月から12月の測定結果では、0.5未満～0.8mg/Lでございます。排水基準を十分に下回っている状況です。続いては、4番の浮遊物質、SSと呼ばれている項目です。こちらは、水の中に浮遊又は懸濁している物質の量のことです。基準値はBODと同じく10mg/Lでございますが、測定結果の方は、全て1mg/L未満として、排水基準を十分に下回っています。続いて11番をご覧くださいでございますけれども、溶解性マンガン含有量でございますが、こちらは基準値は1mg/Lとなっておりますが、測定結果では、0.01未満または0.01mg/Lということで、こちらも排水基準を十分に下回っています。また、健康項目、いわゆる有害物質の方でございますけれども、41番のほう素及びその化合物をご覧くださいでございますが、こちらも基準値は1mg/Lとなっておりますが、測定結果では、全て0.04mg/L未満という値でございます。排水基準を十分に下回っている状況です。続いて42番のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物についてでございますけれども、こちらは基準値が10mg/Lでございますが、測定結果では、全て1mg/L未満～2mg/Lとして、こちらも排水基準を十分に下回っています。最後に、一番下のダイオキシン類についてでございますけれども、基準値は1pg-TEQ/Lとなっております。このpg（ピコグラム）と言いますのは、あまり聞きなれないかと思いますが、1gの1兆分の1という極めて微量の濃度でございますけれども、そういった基準が定められているところでございます。その測定結果でございますけれども、基準よりかなり小さい値で0.000057、0.00011pg-TEQ/Lとして、こちらにつきましても排水基準を十分に下回っている状況でございます。他の先ほどご説明申し上げなかった項目につきましても、基準値と測定結果を比べますと、測定結果は排水基準値を大きく下回っていることがご理解いただけるかと思っております。

続いて3ページ目をご覧くださいと思います。こちらは、処分場の放流水が流入します湯沢川の水質測定結果です。湯沢川では、上流にあたります開拓道路交差点付近と下流の香取橋付近の2か所におきまして水質検査をしております。また基準につきましては、河川ですので、河川の種類基準値と比較しています。しかし、生活環境項目につきましては、類型指定というものがされている区間に対してのみ、環境基準が設定されることとなりますが、湯沢川には環境基準の種類指定というものがされていません。また、湯沢川が流入します塩川にも類型指定がされていませんので、さらに下流である釜無川で類型指定されている河川A類型、生物A類型という類型指定を参考として記載しています。なお、健康項目については、類型指定の考え方はなく、全ての河川で適用されることになり

ます。測定結果でございますけれども、例えば、2番の生活環境項目のBODでは、上流で0.5未満～0.6、また同じく下流でも0.5未満～0.6でありまして、環境基準値である2以下を満たしております。また、37番のほう素でございますけれども、上流では0.04未満～0.23、下流では0.17～0.23という値でありまして、こちらも環境基準値である1以下を満たしている状況です。他の項目についても環境基準と比較していただくとお分かりになると思いますが、全ての項目で環境基準値を満たしています。

続いて、4ページ目をご覧くださいと思います。こちらは、浸出水の環境モニタリング結果になります。埋立地の中に降った雨は、廃棄物や覆土の中を浸透していきます。埋立地の底には水が漏れないように遮水工が設置されておりますので、埋立地内からしみ出た水は、地下に浸透せずに、遮水工の上に設置してある集排水管により集められて、この建物の中にあります排水処理施設に流入するようになっております。浸出水というのは、この集排水管から出てきた水のこと、排水処理施設で浄化する前の水のことですので、当然ながら、汚れた水が出てくることとなります。そのため、浸出水についての維持管理上の基準はありません。資料の上の方にあります、茶色の枠で囲ってある物質、カドミウムですとかシアン化合物とかでございますけれども、これらの項目は、モニタリングの開始から現在まで、排水基準を参考として比較しますと、排水基準を下回っている項目になります。その下にあります、紫色の枠で囲ってある項目、鉛や砒素、水銀などがございますけれども、こちらの項目につきましては、モニタリング開始から現在まで、排水基準を参考といたしますと、排水基準を超えたことがある項目です。この中には、1度だけしか超過したことがない項目もありますし、ほとんど毎回超過している項目もございます。なお、過去2年間のうちで、排水基準を参考として超過している項目は5項目ございまして、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶解性マンガン含有量、ほう素及びその化合物、アンモニア化合物等の5つの項目でございます。他の項目については過去2年間では排水基準内となっております。ただ、排水基準を超えていると言いましても、水処理施設で処理する前の水のこと、排水基準を十分に下回っている状況でございますので、問題はございません。

続いて、5ページ目をご覧くださいと思います。浸出水の項目ごとの数値を載せてあります。ここでは、先ほど説明いたしました排水基準を参考として超えています5項目を中心に説明いたします。2番目の生物化学的酸素要求量ですが、9.6～18mg/Lという測定結果になっております。排水基準は10以下になりますので、月によりましては基準を下回ることもありますが、まだ、水処理施設で浄化する必要があります。続いて4番の浮遊物質ですが、こちらは8～17mg/Lという結果になっております。こちらも排水基準は10以下になりますので、排水基準を下回ることもありますが、超えることもある項目です。続いて11番の溶解性マンガン含有量ですが、4.7～5.2mg/L

という測定結果になっています。こちらの排水基準は1 mg/L以下ですので、排水基準を参考として比較しますと、比較的高い値で推移しています。続いて41番のほう素及びその化合物でございますけれども、2.2～3 mg/Lという測定結果になっています。排水基準はこちらも1以下になりますので、排水基準を参考として比較すると、比較的高い値で推移しています。最後ですけれども、42番のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物でございますけれども、10～11という測定結果になっています。排水基準が10以下ですので、こちらは排水基準に近い値で推移している状況です。これらの排水基準を超過している5項目につきましては、今後も水処理施設で浄化していく必要があります。なお、それ以外の項目、カドミウムとかシアン化合物、鉛といった有害物質やダイオキシン類もございますけれども、こちらは既に水処理施設での処理が必要ない位の濃度となっている状況です。

続いて、6ページをご覧ください。こちらは地下水集排水管モニタリング人孔の環境モニタリング結果です。地下水集排水管とは、埋立地の底にある遮水工のさらに下に設置してある集排水管のことで、人孔というのはその集排水管で集められた地下水を採取して、モニタリングしていくために設置しているマンホールのことです。なお、地下水集排水管を設置する主目的は、埋立地の下の方からの地下水位の上昇や洗掘によって、遮水工が損傷することを防止するために設置しているものです。また、もう一つの目的としては地下水集排水管から出てくる水を調査して、水質が悪化していると遮水工の損傷が疑われるということで、水質調査を実施しています。モニタリング人孔については、今年の3月中旬に通水が確認されまして、4月までは通水がありましたが、5月からは通水が無くなっているという状況です。その後、10月の台風の後に通水が始まり、11月までは採水ができました。ただ、その後は通水が無くなり、現在も通水がない状態で推移しています。グラフの中に矢印がありますが、こちらは過去の遮水シートの破損事故や漏水検知システムの異常検知の時期を、参考までに記載したものです。測定結果については、地下水の環境基準値と比較しておりますが、全ての項目で、環境基準を十分に達成している状況です。

続いて7ページをご覧ください。こちらが個別の測定結果の数値となっております。10月にはダイオキシン類を含む全ての環境基準項目を測定しましたが、全ての項目で環境基準値未満となっております。またその他、水温、pH、電気伝導率を測定しておりますが、いずれも問題のある数値ではありません。

続いて8ページをご覧ください。こちらは、地下水集排水管モニタリング人孔の中に常時設置している電気伝導率とpHの測定機器による連続測定結果です。なお、通水がないときには測定ができませんので、欠測としています。操業開始以降、電気伝導率は4～15 mS/m、またpHは6.1～7.7で推移していますが、測定結果に大きな変動はなく、先ほどの測定結果と同様に、浸出水の漏洩を疑わせるような状況は認められません。

続いて9ページをご覧ください。こちらは地下水観測井戸1号の環境モニタリング結果

です。処分場の場内には地下水の汚染状況を把握するために、3箇所の観測井戸を設置しています。この観測井戸1号は、埋立地の上流に設置してある井戸で、埋立地の影響を受けない場所の地下水の水質をバックグラウンドとして確認するための井戸となっています。なお、井戸の位置につきましては、安全管理委員の皆様の方にありますブルーのファイルにも綴ってありますので、必要に応じてご覧ください。測定結果ですが、モニタリング開始から現在まで、地下水の環境基準及びダイオキシン類の環境基準を十分に達成している状況です。資料の上の青枠で囲っている項目が、地下水に係る環境基準項目になります。その下の方には水温、pH、電気伝導率、塩化物イオンの推移を、参考としてグラフで示しておりますが、水温については季節によって変動がありますが、他の項目についてはほとんど変動がない状況です。

続いて10ページをご覧ください。こちらは項目ごとの数値になります。地下水の測定項目を左側に、その右側には地下水の環境基準値を載せています。さらにその右側が測定結果ですが、大部分の項目で、不検出や〇〇未満というような結果になっており、十分に小さい値となっていることがお分かりになるかと思えます。数値として結果が出ているのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とダイオキシン類の2項目のみですが、いずれも地下水の環境基準を十分に下回っており、問題はありません。

続いて11ページをご覧ください。地下水観測井戸2号のモニタリング結果です。観測井戸2号は埋立地西側の下流に設置しており、だいたい湯沢川と広域農道が交わるあたりに設置している井戸です。測定結果ですが、モニタリング開始から現在まで、地下水の環境基準及びダイオキシン類の環境基準を十分に達成している状況です。観測井戸1号と同様に、参考として下の方に水温、pH、電気伝導率、塩化物イオンの推移をグラフで示しておりますが、観測井戸1号と同様、水温は季節によって若干の変動がありますが、他の項目についてはほとんど変動がない状況です。

続いて12ページをご覧ください。こちらは項目ごとの数値になります。こちら観測井戸1号と同様に、ほとんどの項目で不検出や〇〇未満という結果で、十分に小さい値になっています。環境基準項目の中で数値として出ているのは、先ほどと同じ硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とダイオキシン類ですが、こちら観測井戸1号と同様に、いずれも地下水の環境基準を十分に下回っており、問題はありません。

続いて13ページをご覧ください。こちらは、地下水観測井戸2号の中に常時設置してあります測定機器で、連続的に測定している水温、電気伝導率、pHの測定結果です。操業開始から12月までの水温は、10.5～12℃、電気伝導率は5.6～12.3mS/m、pHは6.1～7.5で推移しておりますが、測定結果に大きな変動はなく、先ほどの測定結果と同様に浸出水の漏洩が疑われるような状況は認められません。

続いて14ページをご覧ください。地下水観測井戸3号のモニタリング結果です。観測井戸3号は処分場の南西側、入口ゲートの近くに設置している井戸です。処分場の下の地

下水の流れは、過去の調査の結果、湯沢川の谷地形に応じて東から西へ流動すると推測されています。また、一部の地下水については南西側へも流動する可能性があることから、この観測井戸3号を設置しているところです。測定結果ですが、こちらの井戸もモニタリングの開始から現在まで、すべての項目において地下水の環境基準またはダイオキシン類の環境基準を達成しています。下の方には水温、pH、電気伝導率、塩化物イオンの推移をグラフで示しておりますが、こちらにつきましても水温は季節によって若干の変動がありますが、pHについてはほとんど変動がない状況です。電気伝導率と塩化物イオンですが、こちらは操業開始直後と比較すると数値が高くなっている状況が見られますが、それ以降は特に大きな変動はない状況ですので、問題はないと考えられます。

15ページは測定項目ごとの個別の数値データとなります。こちらも観測井戸1号や2号と同様に、ほとんどの項目で、不検出や〇〇未満という結果になっております。また、他の観測井戸と同様に、全ての項目で地下水の環境基準を十分に下回っておりまして、問題はありません。

続いて16ページをご覧ください。こちらは、処分場の周辺における地下水の調査結果です。処分場周辺につきましては、井戸の所有者や北杜市のご協力をいただくなかで、民有井戸また水道水源など、6箇所の地下水の水質について、年2回の測定を実施しています。測定結果ですが、こちらもほとんどの項目で不検出や〇〇未満という結果になっています。地下水環境基準項目の中で、数値として出ているのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類の4項目があります。なお、場所によってはこれらの項目が定量下限値未満のところもあります。いずれも地下水の環境基準を十分に下回っており、問題はありません。

続いて17ページをご覧ください。こちらは、水質以外の項目について調査を実施した結果です。一番上は、石綿粉じん、いわゆるアスベストの測定結果です。アスベストについては、夏と冬の年2回、埋立地内と埋立地の風下の敷地内で測定を実施しておりまして、今回報告するのは、夏に測定した結果になります。今までアスベスト廃棄物の搬入があるときには、その際に測定をしていますが、平成24年の12月から廃棄物の搬入をしておりませんので、今回の測定結果は、アスベストの搬入作業を実施していない状態での測定結果となります。また、アスベストは3日間測定をすることとなっています。結果は、いずれも0.3本/L未満ということで、公害防止細目規程で定めている保全目標である10本/Lを十分に下回っている状況です。

続いて、悪臭です。悪臭は通常は夏と冬の年2回測定を実施しておりますが、今年度は最終覆土作業に伴い、埋立地内における廃棄物の移動がございましたので、6月にも測定を実施しています。悪臭につきましては、臭気指数により測定をしています。この臭気指数というのは、臭いの強さを表す数値でして、値が大きいほど臭いが強いということになります。測定結果は10未満ということで、公害防止細目規程で定めている保全目標であ

る13を十分に下回っている状況です。

続いて発生ガスです。発生ガスとは、埋立地内に煙突のように設置してある堅型集排水管から排出されるガスの濃度です。堅型集排水管【1】は埋立地の西側の深いところにあり、【2】は真ん中あたりの浅い部分に設置してあります。測定場所につきましては、ブルーのファイルに位置を示してありますので、必要に応じてご覧いただければと思います。測定ですが、埋め立てられている廃棄物の有機物などが分解するときに発生するメタン、二酸化炭素、硫化水素、アンモニアについて、夏と冬の年2回実施しており、今回の報告は夏の結果になります。なお、この測定は、埋立地内の廃棄物の安定化の状況等を把握するために実施しているもので、発生ガスの濃度についての維持管理上の基準は定められていません。今年8月の測定結果ですが、堅型集排水管【1】のメタン濃度は、25,000ppm、硫化水素濃度は28ppmとなっており、過去の測定結果と比較して高い濃度となっています。これは、おそらく最終覆土工事に伴い実施した廃棄物の移動作業等により、埋立廃棄物の周辺の環境が変化したことによるものと考えています。ただ、ガスは廃棄物の分解に伴って通常発生するものであり、ガスの発生自体は特に問題はありません。また、先ほども申し上げましたが、発生ガスについては維持管理上の基準も定められていない状況です。さらに、集排水管から1m程度離れた位置で、簡易型のガス検知器を用いて測定したところ、発生ガスは大気中に拡散することにより、メタン及び硫化水素ともにほとんど0という値ですので、周辺環境への影響についても心配するようなことはありません。参考までにメタンと硫化水素について説明いたしますと、はじめにメタンですが、それ自体は、無臭、無害の物質ですが、50,000ppm～150,000ppmの濃度では爆発性を有するとされています。また、硫化水素については、においがあるので5ppmで不快感を生じ、200～300ppmで目や鼻などの粘膜に強い痛みを感じるとされています。なお、埋立地内は従来から関係者以外立入禁止であるとともに、火気厳禁としています。最終覆土工事の受託業者に対しては、念のため、火気の使用禁止を再度念押しするとともに、堅型集排水管の周囲での作業を実施する場合には、複数人で作業し、ガス検知器を携帯するなどの対応を指示しました。また、この発生ガスについては年2回ということですが、引き続きモニタリングをしていくなかで、注視していきたいと考えています。

以上で環境モニタリング結果の説明を終わらせていただきます。

<議長>

どうもありがとうございました。ただ今事務局から説明がございました。この件につきまして、ご意見あるいは質問等がございましたらどうぞよろしくお願いたします。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

今最後にご説明いただきました発生ガスの件で、従前のデータが頭に入っていないので教えていただきたいのですが、今回発生ガス、メタン、硫化水素が非常に大量に測定されているわけですが、ご説明ですと覆土作業で埋め立てであるゴミを動かしたということなのかなというふうに思うのですが、従前に漏水検知システムが稼働していて、一番最初ですかね、テントを張って中で大量に埋立廃棄物を移動しました。掘り起こしてまた埋め戻していますが、そのときに発生しているメタン、硫化水素のデータがもし分かれば教えていただきたいのですが。

<事務局>

埋戻しの作業はおそらく平成23年の秋ぐらいに実施していると思うのですが、その後、直近で言いますと24年の1月に測定しておりますが、このときにはメタンは27ppm、また硫化水素は0.002ppm未満という値で、ガスとしては濃度が低い状況でした。ただ、その次の平成24年8月に測定した結果では、メタンは15,000ppm、硫化水素は6.2ppmということで、こちらは比較的高い濃度になっておりますので、埋め戻し後の時間差はあるのかもしれないのですが、影響があるのかなと考えております。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

わかりました。発生するガス、要するに埋立してあるゴミを動かすことによって発生するガスの数値というものがどういう状況になるとより発生しやすくなるのかというメカニズムは私もよく分からないのですが、感覚でお話しさせていただきますと、今回の覆土の関係で埋め立てである廃棄物へ作用する力がかかった、移動も含めての力がかかったものよりは、先ほど言いました漏水検知システムの調査のときの方が大量に廃棄物を移動して

いますので、一般的に考えると、そのとき発生する量がたくさんということであれば理解ができるのですが、今度の覆土の作業で従前の大量に埋め立てたものを掘り起こして処理したときと同じように廃棄物に何か手を加えるようなことはあったのでしょうか。私の理解では、上へ覆土するだけですから、そんなに大量にゴミに影響をきたす力が加わるようなことはなかったのではないかなというふうに思うのですが、その辺どうなのでしょう。

<事務局>

力によるものでガスが押し出されていることもあるのかもしれませんが、これは推測なのですが、メタン、硫化水素というのは嫌気性の廃棄物の分解で生成すると言われるのですが、むしろ押し出されてというよりも周辺の環境が変わった。その嫌気性の分解が進むには水が必要ですので、もしかしたら水の流れとか、はっきりはわかりませんが、周辺の環境が変わったことでガスが出ているのではないかと。ただ、値自体は8月の結果1回だけしかありませんので、こちらにつきましても長い推移を見ながら注視して観測していきたいと考えています。

<委員>

はい、すみません。

<議長>

どうぞ。

<委員>

こだわるつもりはございませんが、今のご説明で水が加わることによって分解が進むことによってというお話ですが、データの捉えますと、この平成26年8月4日のデータというのは非常に大きい数値ですよ。先ほどご説明があったように平成24年8月は硫化水素は6.2ですから、それが28ということですね。従前テントの中でのゴミを大量に掘り返してやったときも私は現場を見ていますが、ほこりを防ぐために大量の水を廃棄物へ当てて、そしてほこりの発生を防ぎながらそれを掘り起こして移動していますので、今のご説明からするとその時点、従前のテントの中だと6.2よりもずっと大きなものが発生するのかなと今の説明で思ったのですが。というのは、ちょっと大きい数値が出てしまっており非常に気になりますので、その辺のメカニズムということでご説明いただけるのでしたら、もう一度だけいただいて、あとはこういうふうな数値が出てしまっていますので、測定が年2回ということになっていますが、この時点だけその決められた測定回数をちょっと増やす必要がないのか、その辺の必要性がないのかどうかも含めて教えていただきたいと思います。

<事務局>

水の量が前回の方が多かったのではないかということなのですが、廃棄物の分解というのは、有機物があるとか、硫黄分があるとか、廃棄物の中身によっても変わってくるものなので、一概に水だけで判断するというのは難しいと考えております。

測定回数につきましてですが、予算の関係もありますので、回数増やしてというご意見ですけれども、持ち帰って検討させていただければと思います。

<委員>

お願いします。

<議長>

よろしいでしょうか。

専門委員の先生方、先ほどの水質及びガスの説明に対して何かコメントがありましたらどうぞお願いいたします。

<委員>

では、メタンの話が出たので補足の説明をさせていただきますと、メタンガスは埋め立てである廃棄物の有機物分が酸素がない嫌気的な状態になって分解したときに出るのですが、分解の主体は主に誰がやるかといいますと微生物です。ですからその微生物が活動しやすい状態になっていると分解が盛んに起こってメタンがたくさん出ますし、そうでないと、有機物があってもあまり出て来ないということが起こります。

まだデータの数が少ないのではっきり言えないのですが、これまでの傾向を見ますと、冬場が少なく夏場が高くなるというような傾向があるような形に読めますので、ひょっとすると埋立地内の温度が上がって微生物が働きやすくなるとたくさん出てくるということかなと、今のところ私は考えてみております。

<議長>

ありがとうございます。専門委員の先生は他に何か。

<委員>

今の点では確かに微生物の活動はやはり30度前後とかになった方が活発になるので、確かに24年も8月であり、今回も8月なので、冬場はたぶん結構下がるんじゃないかなと思うので、今度の次の夏にやはり高いということがあった場合には、次の1月を待たずして短い期間でやった方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

<議長>

ありがとうございました。他にコメントございませんでしょうか。ただ今専門委員の先生方からお話がありましたけれども、メタンが発生するような条件にしまして、温度その他が影響してくるということでございますが、先ほど委員さんがおっしゃったように、やや異常、従前のデータと比べて異常だったということが発生したときには、決められた頻度でやるということは大切なのですが、併せてちょっと増やして確認するとか、そういうことをなさったらいかがかと。説明しやすくなりますし、それからその後の挙動に関して十分な説明ができて対応ができると思いますので、あまり決められた回数に拘束されなくてももう少し柔軟にサンプリングして測定されたらいかがかと思っておりますので、先ほどご検討ということをおっしゃいましたが、ご検討いただければと思います。

よろしいでしょうか。

<委員>

じゃあひとつ。

<議長>

どうぞお願いいたします。

<委員>

ガスのことについてですが、1と2の数値が同じ時期でかなり数値が違うのは、これは埋立の量が違うというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

<事務局>

そうです。1の方が深いところ、最初に埋め立てているところで設置したもので、2というのは後から設置したもので、ブルーのファイルの中にその位置が示してあるのですが、2の方が若干処分場の上の方、底が高くなっているのですが、廃棄物の厚みも違うところです。ですので、そういう影響ではないかと考えております。

<委員>

先ほど委員さんがおっしゃった、季節によっても違うという、30度という話も出ましたので、ぜひ冬場にも一回、このくらいの時期に測定してもいいのかなというふうに思います。ぜひ検討いただきたいと思っております。

<議長>

ではそういうことで、今回の数値に関しましては、大きな質問はございませんでしたけれども、ご指摘があった部分につきまして、ぜひ測定頻度その他について説明できるように、頻度その他をご検討いただきたいと思います。

それでは、この件につきましては、以上で終わらせていただきまして、次に議題の2の「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程の一部改訂について」を議題にさせていただきます。事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、二番の山梨県環境整備センターにおける公害防止細目規程の一部改訂についてご説明をいたします。はじめに、先ほども簡単に説明いたしましたが、公害防止細目規程の位置づけにつきまして、もう少し詳しく説明をさせていただきます。公害防止協定の第14条では、「協定に定める事項の実施に関し必要な細目的事項について、安全管理委員会の意見を聴いた上で、別に定める」とされております。この規定に基づき、公害防止細目規程では、水質検査の場所、項目や排水基準、また、水質以外の石綿粉じん、騒音振動等の測定の実施内容について定めています。

この中で、石綿粉じん、いわゆるアスベストの測定につきましては年2回、また、騒音・振動の測定につきましては年1回の測定を実施してきています。今回の公害防止細目規程の改正は、廃棄物の受け入れを終了したこと、また、最終覆土工事が完了したことにより、アスベスト及び騒音・振動の測定を終了するものです。

アスベストの測定ですが、こちらは、アスベストを含む廃棄物の受け入れ、また、埋立作業の実施に伴い、アスベストが飛散するおそれがあるため、モニタリングを実施してきました。しかしながら、今後は、アスベストの有無にかかわらず、全ての廃棄物の受け入れを終了したこと、また、埋立済のアスベスト廃棄物の上には、法律で定める50cmの4倍にあたります、厚さ2m以上の最終覆土を実施しております。そのことにより、アスベストの飛散のおそれがなくなったため、アスベストのモニタリングを終了するものです。なお、従来、アスベスト廃棄物の埋立作業がある場合には、できるだけ、その作業に併せてアスベストの測定を実施してきましたが、操業開始から今までの測定において、全ての測定結果で0.3本/L未満ということであり、公害防止細目規程で定める保全目標値である10本/Lを大きく下回っており、操業期間中のアスベストについても問題はありませんでした。

続いて、騒音・振動の測定ですが、こちらにも、廃棄物の受け入れ作業及び埋立作業におけるトラックなどの大型車両、また、ユンボなどの重機の使用に伴い、騒音・振動の発生が予想されることから、モニタリングを実施してきました。しかし、こちらにも廃棄物の受け入れを終了したこと、及び最終覆土工事の完了に伴って、大型車両や重機などの大きな騒音・振動を発生するおそれがある作業を実施することがなくなったため、モニタリング

を終了するものでございます。ちなみに、騒音・振動につきましても、作業開始から今までの全ての測定結果において、公害防止細目規程で定める保全目標値を大きく下回っており、作業期間中においても、問題はありませんでした。

以上の理由によりまして、公害防止細目規程を一部改訂したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。次の、資料2の2ページ目の方が、公害防止細目規程の新旧対照表になります。細目規程の中で、別表9、別表10でアスベスト、騒音・振動の測定が定められておりますけれども、こちらを削除いたしまして、別表11の悪臭の測定を繰り上げるとい改訂の内容になります。以上でございます。

<議長>

ありがとうございました。ただ今ご説明ございましたように、環境整備センターに係る公害防止細目規程の改訂ということで、アスベスト及び騒音・振動の測定をする必要がなくなったので、規程の中からこれを削除したいという提案でございます。ご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

石綿粉じんの測定に関してですが、もちろん覆土を完全にしておりますから、普通から考えれば、石綿粉じんが出てくるとは普通は考えにくいんですが、先ほどのガスの関係でありましたが、要するに煙突状で発生ガスを逃がすものが二箇所ありますが、設置されている場所が、おそらく石綿が埋め立てられている場所とは違う場所に豎型の集排水管がありますから、煙突がありますから、可能性は心配はないのかなとは思いますが、その辺の懸念は特にしなくても大丈夫なんでしょうか。そこから要するに粉じんが上がってくるという可能性というものは考えなくてよろしいでしょうか。場所が違うからよろしいということでもいいでしょうか。確認をさせてください。

<議長>

委員さんの質問に対して、事務局からお願いいたします。

<事務局>

アスベストの位置になるんですけれども、堅型とか集排水管に直接接しているということとはございません。アスベストを埋める際に、周りを全て土でまず作ってから、そこに穴を掘って、その中にアスベストを入れる。そして、その上から土でさらに覆うという形になりまして、基本的には全て周りが土で覆われている状態になっております。上も横もという形で封鎖されておりますので、アスベストのところに管が繋がっているような箇所はございません。そこから粉じんが出てくるということはありません。

<委員>

はい。

<議長>

はい、どうぞ。

<委員>

現状の中ではそういう心配がないと、防止策が土で上下全て覆っているので問題ないという説明でしたが、これから先の長い将来の中で、アスベストを入れてます袋が破れたりするようなケースも当然長い間には考えられると思うんですが、そうなったときにアスベストが、要するに人体に影響をきたすという状況というものとはどんな状況が考えられるのでしょうか。将来の何十年先、将来を見通してという意味で質問させていただきました。素人考えでは、遮水工が破綻する、今は問題ないとされている遮水工がいずれかのときには破綻、壊れます。そうしますと、アスベストの袋も壊れる。アスベストがその袋から出てくる。処分場の水をつたってアスベストが壊れた遮水工を通過して地下水へ入る。その地下水を何らかの形で、人なり動物なりがそれに触れる、あるいは飲む。そういう可能性というものはどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

<事務局>

アスベストの危険性というのは、大気中には飛散しやすく、また肺に吸入されやすい特徴があるので、石綿肺ですとかで問題になっております。そのため、飲んでということは、私ちょっとあまり聞いたことがないんですけれども、そのアスベストについては、飛散しやすいため吸い込むことで問題になると一般的に言われています。ご心配されてると思うんですけれども、埋立地内では最終覆土を実施して、アスベスト廃棄物については、封じ込められた状態になっておりますので、将来にわたってもアスベストが飛散流出するようなおそれはないと考えているところでございます。しかし、モニタリングの細目規程の改訂ということでお話させていただいているんですけれど、今後、予測されないような事態が起こって、石綿粉じん、または騒音・振動の発生が想定される場合は、必要に応じて安全

管理委員会の意見をお伺いしたうえで、臨時の環境モニタリング調査ということでの測定もしていきたいと考えておりますので、今の最終覆土が終わって、維持管理上の問題がない状態にあっては、モニタリング調査を終了したいということをお願いしたいと思います。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

直接今議論になってます、協議をしていただいていることから私多少外れて、アスベストそのものの環境への危険性という意味で質問させていただきましたが、今のご説明の中で、当然第一義的には飛散というものが懸念されるということですから、それらについて、何らかの想定外のことが起きた場合には、改めて対応するということが明確になっていけばやむを得ないのかなと思います。以上です。

<議長>

ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

それでは、先ほど事務局からご説明ございましたように、アスベストの測定及び騒音振動の測定というのは、工事が終わり、アスベストに関しましては封じ込め作業を丁寧におやりになったということで、工事の後でございますので、その測定項目を削除することによってさせていただくことにします。ただ、ただ今お話ありましたように、想定しないようなことが起こりそうだと、あるいは起こったというときには改めてその測定を開始するという予定でございますので、予めそういうことで、しっかり念頭に置いたうえで削除ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次に議題の3でございます。「その他」についてでございますが、委員さんから、「安全管理委員会の協議事項についての申し入れ」というのが提出されています。資料の3でございますが、委員さんからご説明をお願いします。

<委員>

はい。座ったままで失礼します。

<議長>

どうぞ。

<委員>

はい。昨年12月26日に、ここにございますように、安全管理委員会への申し入れをさせていただきました。この申し入れをさせていただいた経緯に関しましては、センターの方から、この安全管理委員会でその場で問題点を指摘しても、なかなか答えが出せない場合とか、あるいは協議するのに時間がかかるとか。この安全管理委員会の協議をより効率的に進める意味合いで、事前に検討していただきたいことがあれば伝えて頂きたいということがございましたので、その要請に従いまして、私の方でこれから先この処分場で問題となる点を、協議していただきたい部分を、ここに書かせていただきました。

一点は議長さんをお願いなんです、たまたま私が今回こういうことをさせていただきましたが、ぜひこれをこの安全管理委員会の委員さんどなたでも、気付いたことは事前に今回の申し入れと同じように事務局へ伝えることができることを、ぜひ担保していただきたいとか、明確にこの安全管理委員会の中で取り決めをしていただくことで、より効率的にこの安全管理委員会が運営できるのではないかと思いますので、まず一点はそのことをお願いしたいのと、次に中身について二点目で触れさせていただきます。

冒頭前文で書かせていただきましたが、せっかくの機会ですから読ませていただきます。

前略、明野クリーンセンターで開催されております安全管理委員会の協議に関して、今後特に留意され協議すべき点につきまして以下申し入れいたします。協議の前提として委員会で共有すべき処分場の廃止に向けての基本的認識については、安全性に十分考慮したうえで、地域の住民の安心につながる対策が実施されることが不可欠であることを申し添えます。なぜならば、法的手続きである廃止によって処分場に残存する有害物質を含む廃棄物の将来にわたる危険性が除去されるものではないからです。したがって、将来とも下流域の住民が安心して暮らすことのできる処分場廃止対策が事業団及び山梨県において行われることで得られる信頼が、地域住民の安心のよりどころとなると考えております。以下の観点に基づき今後安全管理委員会で協議すべき事項を記します、ということで、大きく一つ目、現時点を踏まえて協議すべきことと、それから二つ目として、廃止に向けて協議すべきことという二つの分けで申し入れをさせていただきました。

現時点で協議していただきたいことの一つ目が（1）ですが、地下水モニタリング疑問点の解明。これ縷々この協議会でも協議されていますが、モニタリング3号井戸の数値が変動しております。この解明のための具体的対策が現時点で行われておりません。ぜひ具体的対策を検討していただきたい。これは従前の安全管理委員会で具体策を私の方からもお示しをさせていただいておりますので、それらを含めてご検討いただきたい。

（2）としまして、明野クリーンセンターの処理水排水方法として、直接河川に放流せず防水調整池に排水しています。この調整池は地下浸透防止策がなされていません。蒸発する以外はほとんど地下に浸透している実情を踏まえ防水調整池の底質、泥ですね。泥の

科学的分析調査が必要と考えるので、この実施に関する検討をお願いしたいと思います。これ本来でしたら、水量の多い、流れている水路へ、川へ、河川へ流します。ですから基準値も水で薄まることを想定して、基準も低い基準値になっています。しかし、この明野の処分場は残念ながら枯れ沢ですので、水で流してすぐに、拡散させるということができません。そして現に調整池に溜まっている水は、ほとんど湯沢川に流れることなく、蒸発、あるいは地下浸透で地下へ流れ下っております。ですから、その泥にどのような有害物質がどの程度あるのか、このことは最低限調査をすることによって、そこでデータで問題がなければ、よかったと地域は安心します。皆さんも安心、私たちも安心できます。そのことをするため、その結果を得るためにも、ぜひ泥の調査をしていただきたい。そして、3号井へどういう影響を与えているのかも、泥の数値を見ることによって、3号井戸の物質も、数値との比較等によって、3号井に影響がきたされているかどうか、調整池から浸透している水が影響をきたしているのかも分かると思いますので、協議をお願いしたいと思います。

それから(3)といたしまして、漏水検知システム、二度にわたって検知をされておりますが、これが今現在を含めてどうなっているのかについて、大変心配をする動きがあります。ですから、この漏水検知、毎日行われておりますが、このデータ、漏れていないかどうか一目で分かる図表が毎日出ているはずですので、その図表を誰でも見られるように開示をしていただきたい。そのことの協議をお願いしたいと思います。

それで大きい2の、廃止に向けて協議していただきたいことですが、廃止に向けて、ここにございますように、公的機関が設置した検討委員会が県外の、山梨県以外の自治体で行われております、現に。ですから、その経験をした専門家の方をこの明野の処分場の廃止に向けても加わっていただいて、そして、将来安全のよりどころとなるような検討がなされて、この処分場の廃止に向かっていく道筋を得るためにも、専門家の参加による廃止の協議を早急に行っていただきたい。あるいは、そういう場を設けていただきたいと思います。そのために、ここの安全管理委員会をぜひ今、年2回なり状況によっては多いときもありますが、基本的には年2回ということになってはいますが、この大事な廃止に向けての協議の場として、できるだけ回数を増やして開催をしていただきたい。

その大きく五点にわたってのご協議をお願いしたいと思います。以上です。

<議長>

ありがとうございました。

ただ今、委員さんから、安全管理委員会の協議事項について申し入れがございました。ただ今ご説明ありましたように、現時点における協議事項、それから廃止に向けての協議事項ということで、併せて気がついた議題をこの場で提案していくというような提案がございました。まずその議題の提案ということは後回しにさせていただきます、まず今ご説

明ありました事項について、事務局から考えを教えてください。よろしくどうぞ。

<事務局>

それでは、説明をさせていただきます。長くなりますので、座って説明をさせていただきます。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

それでは、資料3の二枚目の資料をご覧ください。左側に、今委員の方から申し入れた事項が書いてあります。右の方が、事業団の見解です。この表は四つに分かれております。1の現時点を踏まえて協議すべきことの(1)、(2)、(3)。そして2の廃止に向けて協議すべきこと、これについては(1)、(2)併せてご説明をさせていただきたいと思っております。合計四つについて説明をさせていただきます。

それでは上の方の1の(1)から説明をさせていただきます。先ほど、モニタリングの3号井の数値の変動、電気伝導率の変動、これを解明するための具体的対策の検討という申し入れがございました。これにつきましては、まず一番初めの○のところでございますけれども、3号井の電気伝導率の数値につきましては、先ほど資料1の14ページで説明させていただきましたとおり、開業当初と比較しますと、数値は上昇しております。しかしながら、その上昇した後は、大きな変動はございません。この上昇の主な原因としましては、過去のほう素濃度の変動等を踏まえますと、防災調整池に流入します放流水の水質の影響によるものと考えております。二つ目の○でございますけれども、電気伝導率というのは、そのものは地下水の有害性を示すものではございません。地下水へ有害物質が混入した場合、その応答性がよいということで、一つの指標として測定しているものでございます。仮に電気伝導率に異常が認められた場合は、法令で定められた年1回の有害物質の測定とは別に、すみやかに水質を検査いたしまして、その結果、有害物質の濃度が上昇しているようなときにつきましては、原因究明調査ということになっております。三つ目の○でございます。3号井につきましては、電気伝導率の数値に関係なく、現在も、施設の安全性を考慮いたしまして、法令上年1回と決まっておりますけれども、定期的、3ヵ月に1回、従いまして年4回でございますけれども、有害物質の測定をしております。この結果につきましては、これまで全て環境基準を満たしております、問題はございません。また、二回目の異常検知の際に実施しました専門家に原因究明調査をお願いしたわけですが、3号井の水質につきましては、水質の分析、統計的手法、イオンバランス、こうしたもので検討させていただきましたけれども、浸出水が地下水に混入した傾向は認

められませんでした。

以上から、改めて3号井に関する検討を行うことは考えてございません。まずこれが1の(1)の見解でございます。

次に(2)でございますけれども、防災調整池の底質、これは底の泥のことですけれども、分析調査ということでございます。これの事業団の見解につきましては、まず、二つ目の欄の一番上の○でございますけれども、当センターでは、国の基準よりも10倍厳しい基準で浸出水を処理しております。これを防災調整池に放流しておりますけれども、今まで全ての項目について一度も基準値を超過したことはございません。さらに、防災調整池の下流の湯沢川の水質につきましても、定期的にモニタリングを実施しておりますが、水質に問題があったことはございません。従いまして、防災調整池の流入前、そしてその後に関係する水質に問題がないことから、防災調整池の底質調査の必要はないと判断しております。しかしながら、底質調査の必要性等につきましては、これまで当安全管理委員会において専門的な意見を踏まえた検討がなされたことはございませんので、本日は安全管理委員会の皆様のご意見をお聴きしたいと考えております。なお、河川等の底質調査におきまして、測定結果を評価する基準を有する物質は、そこに書いてありますとおり、①と②がございます。①につきましては、ダイオキシン類についてですが、公共用水域に限定しまして環境基準が定められております。次に②、水銀とPCBにつきましては、公共用水域のみならず、公共用水域と繋がっている場合にも、暫定除去基準、これは法令等ではございません、環境省からの通知でございますけれども、こういったものが定められております。従いまして、当センターの防災調整池は、公共用水域ではありませんので、①は適用外となりますけれども、公共用水域と繋がっておりますので、②の水銀とPCBの基準は適用されるということになります。ここまでについてご検討をいただきたいと思っております。

次に上から三つ目、(3)でございますけれども、漏水検知の有無が一目で分かる、毎日の判定図の公開でございます。この欄の一番上でございますけれども、漏水検知システムの判定図による確認状況につきましては、事業団のホームページにおいて、毎月公表しております。従いまして、判定図を公表しなくても、漏水検知の有無を確認できるように既になっております。また、過去異常検知があった際には、異常を確認でき次第、すみやかに安全管理委員にご報告するとともに、安全管理委員会を招集して、説明しております。今後も仮にシステムに異常があった場合には、同様にすみやかに対応して参りたいと思っております。さらに、本年度は、安全管理委員会の要望によりまして、昨年8月27日の安全管理委員会の開催日に、希望する委員に判定図を閲覧していただきました。今後も、委員から要望があれば、安全管理委員会の開催時に閲覧できるようにしたいと思っております。以上説明しましたとおり、事業団としましては、漏水検知システムの測定結果について十分な情報提供を行っていると思っておりますので、判定図を毎日公表することは考えてお

りません。

最後になりますけれども、一番下の廃止に向けて協議すべきこと、(1)、(2)。まず(1)につきましても、専門家の参加による廃止に関する検討。そしてその検討を行うため、安全管理委員会を頻繁に開催するという申し入れがありました。センターでは、公害防止協定に基づきまして、北杜市、地元各区の区長さん、学識経験者、こういった方々で構成いたします安全管理委員会を設置しまして、これまで異常検知の原因究明調査結果、地下水等のモニタリング調査結果、最終覆土、今後の維持管理方法等をご説明いたしまして、意見を伺いながら、運営を行って参りました。今後につきましても、これまでと同じように、施設が廃止されるまで、定期的を開催します安全管理委員会において、モニタリング調査結果等を丁寧に説明させていただきたいと考えております。廃止に向けての検討につきましても、前回、昨年10月6日の安全管理委員会で議論されましたとおり、浸出水の水質等が廃止基準に適合し始めた頃、現在3名の学識経験者の他に必要な分野の専門家も加えまして、安全管理委員会の中で議論していく予定でございます。以上です。

<議長>

ありがとうございました。ただ今、1に対しまして(1)、(2)、(3)、それから2に対しまして(1)、(2)の回答をいただきました。この件について、私の方で言うことはいらないと思うんですが、(1)につきましても、ここでこれまで議論されておりますし、前回のこの委員会の外で、調査委員会において2回の漏水検知システム異常検知が発生した後においても色々な検討がされて、問題なかったということもございまして、事務局としましては、3号井の検討は必要ないとおっしゃっています。それから(2)につきましても、上から三番目の〇でございますが、今まで、安全管理委員会等において、専門的な意見を踏まえて検討がされたことがないので、この件については、この委員会で意見を聴きたいと言っているんです。ですから、これはこれから議論をさせていただこうと思います。それから(3)でございますが、これも前々回も議論されて、事務局の考え方は、今まで逐一、可及的すみやかに連絡し、対応を取るべくご相談をさせていただいているということでございますけど、すなわち十分な情報を提供していると。従って、判定図を毎日公表する必要はないと考えているということでございます。なお、2につきましても、廃止に向けてのそれは、安全管理委員会で十分に検討してきている。けれども、廃止に向けては、前回の委員会において、この3人の委員以外の専門の委員を加えて検討していくことはよろしいかもしれないということになっております。そこで、こういうことがございまして、委員どうぞご意見がありましたらお願いします。

<委員>

まず、最初の、1の(1)の3号井に関する部分なんですが、今の説明ですと、防災調

整池の影響を受けてこの3号井の数値が動いていると書かれているんですが、従前の説明の中では、施肥、肥料、畑に撒かれた肥料の影響であるとか、あるいは融雪剤の影響だという説明もされています。ここでは防災調整池の影響だと断定されているんですが、その断定している根拠は、たまたま、ほう素の数値が似たような数値が出たということがあるのかもしれませんが、それを根拠にしているのかどうなのか、もう一度確認したい。あと、防災調整池の影響を受けているモニタリング井戸ということになれば、モニタリングの役割を果たさない井戸であることを事業団が認めたこととなりますよね。そうすると、安全という観点からすると、モニタリング3号井は場所を変えるなり何なりしないと、本来処分場の遮水工が破損しているかどうかのチェックができないモニタリング井戸ということになりますので、逆に今度はそのことをどうするのか、この安全管理委員会の中で議論していかななくてはならないと思います。それで、私は従前から申し上げてますように、施肥の影響なのかどうかもこれも確定されていないんです、今まで。畑を一年間借り上げれば、いつでもその影響があったかないかすぐに分かります。そういうことをなぜやらないのか。そのことを含めて、もう一度ご説明をいただきたいと思います。

<事務局>

観測井戸3号の電気伝導率の上昇原因につきましては、委員さんがおっしゃるとおり、過去には融雪剤の散布とか施肥の影響ではないかという説明をしてきました。それを否定するという事ではないんですけれども、その後、平成24年頃から、観測井戸3号のほう素濃度が高くなってきて、その影響を見ますと、現在は観測井戸3号に防災調整池の影響があるのではないかと考えているということです。融雪剤の影響も当時はあって、もしかしたら今も残っているのかどうかははっきり分からないわけですが、当時、撒いた時期である平成23年2月以降は、私ども当然注意しておりまして、今日も来ていただいたときに路面が凍っている部分が一部あったかと思っておりますけれども、融雪剤を撒くわけにはいきませんので、あのような状態となっています。そのことから考えても、現在においては、防災調整池の影響があるのかなと考えております。

<議長>

ありがとうございました。

<委員>

もう一点。もう一つの質問の。要するに、この3号井は、モニタリング機能を喪失しちゃった井戸ということ認めたことになるので、そうするとモニタリングの機能をどこかに求めなくてはならないと思うんですが、その点についてのお考えを教えてください。

<事務局>

確かに、電気伝導率について、放流水が流入する防災調整池の影響を受けていると推測しているわけですが、地下水の測定の目的というのは、地下水の汚染状況を確認するためのものだと思います。ここでいう地下水汚染は、地下水が有害物質により汚染されていることだと思います。電気伝導率につきましては、有害物質による地下水の汚染を確認する必要があるか否かを判断するために、あくまでも指標として測定しているもので、電気伝導率自体が直接地下水の汚染を示すものではないと考えております。3号井につきましては、年4回の有害物質の測定を実施しております、今年度は5月、8月、10月に実施しておりますけれども、全ての項目におきまして、地下水の環境基準値を下回っているという状況です。そのため、地下水の汚染がないことが確認できているわけですので、3号井についてモニタリング機能がないということは言えないと考えております。

<議長>

四点に関して県からご説明をいただきました。たまたま先ほど、この会の冒頭におきまして、委員さんから四時までに終わって欲しいと。四時までに終わらないとその時点から外に出なければならないと。

<委員>

いや、ちょっと待ってください。

<議長>

ちょっと待ってください。そんなわけでちょっと急ぎたいので、今の3号井、(1)の件、(3)のデータの開示の問題、それから一番下の欄の2の廃止に向けて協議すべき事項、これはいずれにしても過去において、この場で議論され、委員さんから熱心な提案がなされ議論されてきたというものでございまして、たぶん地元の方々の会合においても、同じような議論がなされていると思いますので、やや時間が切迫しておりますので、この件はさらなる議論は止めて、県で安全管理委員会の意見を聴きたいと言っている1の(2)、この辺についてご議論をしていただきたい。四時まで20分しかございません。本件についてご意見があればいただきたいと思います。どうでしょうか。

<委員>

議長すみません。あの大変申し訳ありません。私、四時までに終わって下さいなんてことを言っているわけじゃありません。私がどうしても用事があるので四時に失礼しますと。ですから、議論はいくらでも続けていただきたいと思います。そこは違いますので明確にさせてください。

<委員>

じゃあ、すみません。

<議長>

どうぞ。

<委員>

2の底質の分析についてなんですけど、やはり有害物質というのは水に溶けるよりも、特に水銀とかは地中の粒子にくっつく、吸着する傾向が強い物質ですので、一度やはり底質の調査をやられた方がいいのではないかと個人的には思っております。というのは、今後ここを例えば廃止して、今後どうなっていくのかということ踏まえて、底質にどんなものがあるのかというのはやはり知っておいた方がいい。ただ、その基準がないということなので、適用できる基準がないというものなので、例えばバックグラウンドとして、1号井あたりの地中と比較するとか、何かそういうやり方を検討したらいいのではないかなと思います。

<議長>

今のご発言に二つの要素があるような気がします。一つは、県が言うように、底質に関しては暫定除去基準という一応規制される基準がある。ここに準拠して泥の分析をしましょうという提案が一つありました。今、委員さんの意見は、もう少し幅広く有害物質が含まれている可能性があるので、それをブランクテストと言いますか、対象となる調整池の上流側に位置する土壌を一応判断基準にして比較するような作業をしてはどうか、というご意見でございますので、県のご検討いただきたいというお話の中で言う、暫定除去基準が定められている項目だけにするか、あるいはもう少し幅を広げていただいた方がいいか、このあたりの判断があるかなと思いますが、委員どうでしょうか。

<委員>

はい。私はまずは、ここに書いてあるとおり水銀とPCBについては最低限測っていただきたいと思っているんですが、加えてこのダイオキシン類というのは、処分場を造る経緯の中でも住民の皆さんがかなり気にされている物質でもありますし、ダイオキシン類というのはご存知だと思いますけれども、水に溶けにくくて、こういった固体に吸着されて蓄積が起りやすい物質の一つでありますから、ダイオキシン類はぜひ測っていただきたいと思います。

<議長>

今まで議論したことがないということでありまして、ここに提案されているんですが、その有害物質を測ることの意味と言いますか、測らなくてはならないと言いますか、そういうことにつきましてはどうでしょうか。専門委員の先生方、どうぞお願いします。

<委員>

先ほどちょっと言葉足らずだったんですが、この事業団に用意していただいたこの資料の中で、(2)の二つ目の○のところなんですけど、防災調整池の流入前後に関係する水質に問題がないことから底質は安全だろうということで、確かにそういう理屈も成り立つのかもしれませんけれども、やはり念には念を入れて、測っていただいて、これだけ安全な状態ですよということが示されれば地元の皆さんも安心できるかと思えますし、事業団としても自分たちの考え方が正しかったということを証明することにもなりますので、ぜひ分析はしていただければ有り難いなと思います。

<議長>

委員さん、今の意見について。

<委員>

そうですね。やっぱり浸出水の方で、水銀とか鉛とかかつては排水基準を超えていた経緯もありますので、やっていただいた方がよいかと思います。

<議長>

どうぞ。

<委員>

市としましても、市民が安心をするという意味でも、少なくとも暫定の除去基準があるものについては、底質について調査をしてほしいと思います。これにつきましては、以前も市民の方から要望をいただいて、うちの方でも事業団の方に要望した経過もございますので、それを踏まえますと、先ほど委員さんがおっしゃったように、水に付着するものと土に付着する物質と違うという解釈もありますので、ぜひ底質については、少なくとも水銀とPCB、ダイオキシンもという話がありましたけど、可能であればダイオキシンも含めて一度調査をしてこの委員会の中で報告していただければと思います。

<議長>

私もですね、実はあそこに調整池がありますが、有害物質を少なくとも含んでいるに違

いない浸出水を処理した放流水が流入しております。当然、処理しておりますから、綺麗な水なんですけれども、言ってみれば一種の、先ほど委員さんがおっしゃったように、いくつかの金属はそういう微細なフロック、汚泥と言いますか、処理水中に含まれる、処理過程で生成される泥が微量含まれているものがありまして、多くの場合それらが下水処理場とか工場排水処理施設の底に溜まった泥には、それらの浸出水に含まれていた有害物質がやや濃度が高く検出されるというケースがございます。ごくごく普通にあり得ることでございます。それで将来的にこの処分場は廃止に向けていくわけでございますから、廃止に向けて調整池をどう対応していくか、講ずべき対策があるかないかということを考える上で一つ重要なのは、やはり溜まっている底質をどう処理、処分していくかということが議論の対象となる可能性があります。そんなことで、将来のことを含めて、廃止に向けての検討の一過程として、底質の調査をすることを私は提案したらいかがかと。当然、今、暫定除去基準がある水銀、PCB というのは当然それですが、もし余力があつて、県の方で妥当と考えているんだつたら、ぜひ幅を広げて分析された方がいいかなと思います。そういうことで、今、具体的にどうしましょうか。すなわち、分析方法をそれぞれどうしましょうか。

<事務局>

よろしいでしょうか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

事務局としては、水質に問題がないのでやる必要はないと考えているんですけれども、今基準のない有害物質を調査して、当然それは放流水が入ってますので自然界のものとは違うはずです。その有害物質が出た場合に、それをどういうふうに評価するのかなど。この安全管理委員会で評価をしていただけるんだとは思いますが、ただ基準もない。従って、返って混乱をするんじゃないかというのが一点。それからあと一点、基準がないことから、どういう調査方法をするかもはっきり定められていないわけですね。だから、そこから検討しないと、難しいのかなと考えています。ただ、PCB と水銀につきましては、環境省からの通知が出されていまして、何 ppm 以上の数値が出れば、それはもう除去しなければならないということですから、これはもし仮にやる必要があるということであつて、やってみて、それ以上の数値が出たらその対策をとっていかなくてはならない。それは事業者としてははっきり分かることなんです。ですので、私どもとしては、基準のないものをここで調査するというのは今の段階ではなかなか難しいのかなと考えています。

<議長>

例えば、その底質に関して、すなわち基準があるものについて測定してみて、あるかないかということもさることながら、先ほど言いかけたんですが、底質の中にどんな有害物質がどの程度含まれているのか、まず承知をする。その後で、廃止に向けたことを考える際にどうしたらいいかと。基準はなくても、例えば土壌に還元しようか、畑地に還元しようとしたときには、土壌の基準がございませぬ。環境基準がございませぬ。例えば、今ある濃度は正常な濃度かと言ったら、先ほど委員さんからお話しがありましたように、ブランクテストと言いますか、周辺の土壌と比較して、多いじゃないか少ないじゃないかと判断程度ができます。そんなことで、すぐ事務局のサイドで問題を提案されているのは、PCB、底質に係る調査くらいはまず始めてはどうかという提案と受け取れるわけですが、廃止に向けた長い期間の中で議論していった方がよろしいので、この件については方法が違ふし、サンプリングをどうしようかという議論も必要なので、当面、最低、底質の基準項目は測定する。それから、ダイオキシンも溶けにくい性質のもので、ベタっとくっつくような性質のものでございませぬので、このあたりはぜひ調査しておいて、それ以外のものを含めるか含めないかにしても、来年度の安全管理委員会の然るべき時期にご提案いただけるような、ご検討を県の方でいただいて、改めて来年度の安全管理委員会で提案していただくと。やるという前提でご検討いただくということではいかがでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

あ、質問、あれですね。お答えを事務局からいただくですか。

<議長>

答えにくかったですでしょうか。

<事務局>

いえ、おっしゃることはよく分かりました。今の暫定除去基準に定められている水銀とかPCBについては調査したいと思います。ダイオキシンがどうかということなんですが、ダイオキシンについては先ほどモニタリング結果を見ていただいて分かりますように、こ

の周辺の河川とか地下水、井戸水、そういったところから常時出ているわけです。放流水のダイオキシンを見ると、処理してますので、放流水のダイオキシンはそれより濃度がずっと低い。ただ、自然の水と一緒に調整池に入りますので、そこで自然のダイオキシンが調整池の水と一緒にになるので、ある程度出るのかなと思いますけど。ただ、先ほどの評価する基準がないものですので、いくら出るという調査をここでした方がいいということであれば調査をさせていただきますけれど、ただそれについてこれは除去すべき程度のものなのか危険なものなのか、どういうものなのか判定する評価の指標がないということで、物差しがないということで、若干難しいと思います。先ほどの次回の安全管理委員会までに底質について調査の方法、それからどういう指標でやるのか、その辺も含めて検討したらどうかという委員長さんの提案ですので、他の委員さんがそれでよろしいということであれば、そういうことにさせていただきたいと思います。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

今、暫定除去基準の水銀、PCB、あるいは先生からもお話がありましたように、地元でも心配しているダイオキシン類という項目が上がっているわけではありますが、まずは廃止に向けて、それ以降の様々な問題点を議論していかなきゃいけない、その基本のデータになるものなんです。この調査で出てくるものは、ですから、浸出水処理で、底質へ堆積する、泥として含まれる可能性がある物質は全て調査をしていただきたいと思います。ということは、底質の中に含まれている化学物質がどういうものがあるのか、というものが全て分かるようなものにしていただきたい。そして、先生がおっしゃるように、1号井、一番上ですね。処分場の影響を受けていないところの土も同様に検査をしていただいて、調査をしていただいて、基礎データをしっかり作ったうえで廃止の議論を行っていかないと、廃止の議論が出来ないと思います。ぜひそれは最低限、測る基準がないから云々じゃないんですよ。これから先、廃止になった以降、その有害物質がどういう形になって、どういうものが出てくるのかも分からないわけですから。基本的なものをぜひ押さえる意味で、暫定基準のものとか何とかおっしゃらずに、泥の中に何があるかを確認する意味で、全ての項目をお願いしたいと思います。それでできれば、ダブルチェックで行っていただくこともご検討いただきたいと思います。2箇所の調査機関での調査もできたらお願いしたいと考えております。

<議長>

他の委員さん、1の(2)のところで、安全管理委員会の意見を聴きたいという県のことですが、学識経験者の先生あたりは、測定した方がいいんじゃないかということでした。異論のある方はいらっしゃいませんか。

どうぞ。

<委員>

県の環境整備課長をしています。一応、処分場の事業者を管理するというか、基準を守らせる立場からの見解ということで喋らせていただきます。先ほどから出ております底質の基準がないということですね。先生方は当然ご存知かとは思いますが、水の底にある泥については、環境中への影響はない、低いという観点から基準が設けられていないため、処分場の中でも規制する項目に入っておりません。ですから、事業者には測定を義務づけるものではありません。ただ、地元の皆さんが不安があるということで、調査を申し出たので、事業者が自発的に調査をするのであれば、行政としてはどうこうというものではありません。ただ、ご理解いただきたいのは、基準がないというのは、放棄してあるわけではなくて、安全性が高いから敢えて基準を設けていないということでご理解をいただきたいと思います。あとそれから、事業団が先ほどから申ししておりますように、処分場の放流水が基準に対して非常に低い数値だということを言っております、それらから底質に影響はないだろうということも言っております。一応、こちら私もさっきデータを見てたんですけども、先ほど先生方がおっしゃられていたダイオキシンにつきましては、最近の処理前のデータですね。放流水じゃなくて、浸出水のデータで見ますと、0.017。これが湯沢川の下流へ行きますと、これ一般環境の数値になりますが、0.34。はっきり言って一桁違います。処分場の放流水にいたっては、0.00011。さらに浸出水より低いということなので、実際先ほどから事業団が申ししておりますように、はっきり言って底質にダイオキシンが影響出ている可能性は非常に低いと思います。ただ、確かに不安であるということで、将来的なデータという意味では必要かなと思いますが、ご検討いただきたいのは、やはり採取の仕方ですね。底質については、国の数値が出ておりますので、測定する場合の測定方法とかが細かく定められておりますから、評価もできると思いますけれども、それ以外の項目についてどのように調査していくのかというのは、やはりこの場ではすぐに判断できないのかなと思うので、先生方と相談する中で検討していくのかなと思います。ですから、底質で3項目についてはやむを得ないのかなと思います。やむを得ないという意味は、ご存知のとおり、処分場については、収入がありませんので、県の補助金で全て運営しております。ですので、経費が掛かる分については、私ども県からの補助金で運営している。そうなりますと、経費を何で使うのかという説明責任が出てきま

す。ですので、ある程度説明ができる項目について行っていく必要があるということで、安全管理委員会の先生方にご意見いただいてやっていく分にはよろしいのかなと思っております。

<議長>

大変具体的な説明ありがとうございました。他に異論のある方。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

やっぱり不安があるということであるならば、今の先生方が話をしているように、できるだけ不安をなくすように、私たちも調べてもらいたい。それはぜひお願いします。

<議長>

そういうことで、他にご意見。どうぞ。

<事務局>

はい。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

先ほどから、基準が定められていない他の項目も調査をしていただきたいという話があったのですが、仮に、把握する意味でということであれば確かに分かるのですが、その出てきた値を、果たして高いのか低いのかという判断がやはり私はできないと思うんです。バックグラウンドと比較することも確かにできるのですが、バックグラウンドと同じような値とか、低い値であれば安心はすると思うのです。ただ、少し高い値とか、どのくらい高いかとかというのはあるんですけど、高かった場合にどのように評価すればよいのかということを考えてからでないと、評価をするというのは難しいのかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(傍聴席から複数の大声あり。)

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

まず調査をして、数値が出てきたら、その中で問題あるのかないか判断して、その先で議論する話だと思います。する前から出ちゃったらどうするだなんて話をしたってしょうがないじゃないですか。全然議論になってないと思いますよ。

<事務局>

いや、やはり基準があるものについては分かるんですけど、基準がないわけですから。

<委員>

いいですか。基準がないって、上流域と比較できればそれで分かるじゃないですか。上流域で影響を受けてないものと影響を受けているものを比較して、差がなければこれで安心ですよ。ああよかった。それだけのことですよ。何をそんなに難しく考えているのか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

あった場合に、どういうふうにか考えるかということ。

(傍聴席から複数の大声あり。)

<委員>

それは出てきたものの中で、委員会で議論すればいいじゃないですか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

その差につきましては、1000人いれば1000人の考え方がございます。しかし、基準があれば、それを超えたか超えないかというものが分かります。今言ったのはそういう意味で言ったので、ある人は不安を感じるかもしれない。ある人はそれは大丈夫だというふうになりますので、やはり基準がないものは調べない方がいいと思います。

<議長>

この件は、委員さんの時間が迫っていますので。

<委員>

いやいや、関係ない。議長、関係ありません。

<議長>

はいはい。分かっております。そんなことで、この件はそう簡単には出ないのかもしれませんが、ただ雰囲気として、県の皆様方は予算を伴うものでございましょうということで、住民に心からの賛同はいただいてないんですが、地元の方たちは安心したいという想いと心配だという想いがございましょう。私個人的にはですね、将来のことを考えて、あそこの底質が溜まっている状態で放っておいていいかということが議論になる場合もあるかと思っておりますので、そのときのバックデータとして取っておいてもいいんじゃないかと思うんです。しかし、予算も掛かることですし、県の方で頼りにすべき数値というのがどこから持ってくるかという値のところに悩みがある。これは大変よく分かります。病気になるんじゃないかということに心配する場合と、明らかにこれは病気ですよというのでは大違いなんですね。ですから、そういうことで例は悪かったですが、県の気持ちも分かります。ただ、やっぱりデータとして私どもは承知しておいた方がいいので、結論はすぐには出ないかもしれませんが、当面、県がお考えの、すなわち判断基準がある、暫定除去基準を持つ水銀とPCBについて測定をするという具体案を。これどっちみちサンプリングをどうするか、バックグラウンドをどう取ってくるか、分析方法はどうするんだとか、あれこれ議論すべきことがありますので、それこそ専門の先生方に参加してもらって、サンプリング方法、分析方法、それから出てきたデータについてどう考える根拠をこのあたりにしましょうかということを決めてご検討いただいて、それで然るべき次年度の委員会においてご検討いただいて、この場で結論を出していただいて、実行するならするという事にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。事務局の方でいかがでしょう。

<事務局>

はい。議長さんのおっしゃるとおり、次回までによく検討させていただいたうえで、次回の安全管理委員会に諮ったうえで、どういう項目をどういう調査で実施して、できればどういう評価をしていく方針か、そういうことまで決めたいという調査をできるようにしたいと考えております。

<議長>

県が心配なように、データが一人歩きし始めると收拾がつかなくなるというか、心配に心配を重ねる状況になりますので、判断基準はしっかりしている方がよろしい。そのあたりのところを事務局で検討したうえで、ご提案をいただきたいと思えます。

どうぞ。

<委員>

ぜひ、それは今の話のように、事業団の方として、どういうことを、どういうデータを、どういうふうに調査するという提案を作ってくださいということですから、次回の安全管理委員会の中で議論させていただきたいと思えますが、前提として、出てきたデータで問題が起きるかとか何とか、色々混乱をさせるとか、本末転倒じゃないですか。そういうデータを調べる、どういうものが含まれているのかを調べるのが調査じゃないですか。その調査をする前に、調査をして出てきたデータが混乱をきたすから、その調査項目が、なんてことでもし前提で話を進めているとしたならば、この安全管理委員会は何のためにあるんですか。安全管理委員会は。

<議長>

判断は。

<委員>

ここは私たち、先生。ちょっと、議長待ってください。

<議長>

判断は。

<委員>

議長、ちょっと待ってください。

<議長>

判断は、土壌であろうと底質であろうと、標準的なサンプルに基づいて、標準的なデー

タが出てくるケースがあります。それは一つの判断基準なんです。それが多いとか少ないかというのは、その標準的とするデータに基づいて判断するんです。それをオーバーしたからどうしようということは、それから後の話ですね。判断すべきことは、何に基づいて判断するかということを重要視しているということですよ。何だってそうです。判断がグラグラ揺れるようなところで変な調査はしない方がいい。判断をするべき基準、データその他は、予め十分に決めたいうえで実験計画を立てたいうえでやってみるということはどうなんですか。

<委員>

ですから、もちろん今ご説明のとおり、お話の中で進めていくとしても、その大前提として、その出てくるデータが、私は言葉に拘ってるのかもしれませんが、出てくるデータが混乱をきたすからなんていう発想で調査をするべきことじゃないと思うんですよ。どういものが出てこようと、真摯にそれを比較してみて、数値が変わらなければ安心できますし、それを知りたいだけです。そのための調査ですから。

<議長>

先ほど事務局が話しましたように、1000人いれば1000人判断が違う、あるいは考え方が違う。ややオーバーですけども、そういう性質も若干あります。物事を考えるときにはですね。ですから、できるだけ準拠すべきデータを集めておくとか、色んなことをやったうえで多いか少ないかの判断材料としましょう。そういうことだと思いますので、いずれにしても、言葉の捉え方、誤解があったりするかもしれませんが、これは常にそうです。判断すべき基準は何かというあたりをしっかりとしたいうえで、調査計画を立て、分析してみるということだと思います。

他によろしいでしょうか。今日は、ちょっと急ぎましたけれども。

<委員>

議長、ちょっとすみません。

<議長>

どうぞ。

<委員>

申し入れた人間として、もう一つここで申し上げたいんですが、二番の項目、今の議論で結構なんですが、漏水検知システムのデータの開示に関しては、別に私は毎日それを開示しろなんてことは申し上げません。毎日のデータがどうだったんだ、いつ何時のデー

タがどうだったんだというものを、先ほどの説明で、委員には希望があれば見せますよというのではなくて、市民の皆さんも見たい人には開示をしていただきたい。そこは議論してください。今日答えがここで出ないとしたら、次回の安全管理委員会の中でぜひ継続して議論させていただきたいと思います。すみません。

<議長>

ありがとうございました。残りのことにつきましては、先ほども申しましたようにこの委員会で何回か議論されております。結論が出てない、あるいは納得していただけてないという部分もあろうかと思えますけれども、改めて同じような議論が出てきたときには改めて事務局の考え方、あるいは安全管理委員会としてどうするべきかをその場で議論して判断させていただくということにさせていただきたいと思います。今日はそういうことで、若干足りない部分があろうかとは思いますが、これをもって終わりにさせていただきます。なお、冒頭に委員さんから提案がございました。その提案は、今回委員さんからご用意していただきましたけれども、こういうことを議論にしてくださいというのは、前回も事務局の方で言ってましたけれども、私どもの方に言ってくださいというような提案がございました。ですから、予め事務局の方に提案しておくなり、あるいはこの場で言うていただくなり、提案していただくなりしていただくようお願いしたいと思います。

では、本日はどうもお忙しいところ、ご参集いただきありがとうございました。

<司会>

委員長には、円滑な議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。以上をもちまして、本日の安全管理委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。出入口の混雑を避けるため、先に委員の皆様にご退場をお願いいたします。報道機関及び傍聴者の皆様はその場でしばらくお待ちください。順次ご案内いたします。